

木津川市多言語対応のまちづくりの推進に向けた ガイドライン

令和元年12月
令和6年12月一部改正
木津川市

1 策定趣旨

(1) 背景

2019年(令和元年)4月に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正されたことに伴い、市内立地企業において、外国人材の受け入れが進んでいる。

また、2025年(令和7年)には大阪・関西万博が開催され、本市を訪れる外国人旅行者が増加することが予測される。

2022年(令和4年)以降は、市内に居住する外国人が急増している状況であり、また鉄道路線においても、外国人旅行者が増加している。

このような社会状況の変化を踏まえ、市民の理解・協力を得ながら、多言語対応のまちづくりを推進していくことが求められる。

(2) 策定趣旨

今後も、多言語での対応が求められる機会が増加することを踏まえ、多言語対応のまちづくりを推進する上で拠るべき基準として、本ガイドラインを策定するものである。

2024年(令和6年)3月に策定した市最上位計画「第2次木津川市総合計画後期基本計画」においても新たな施策として「多文化共生の推進」を掲げた。

暮らしと観光の両面から、市民・事業者・行政が一体となって「外国人にやさしいまち・楽しいまち」と感じていただけるようなまちづくりを推進していく。

2 多言語対応に向けた環境整備

(1) スムーズな行政手続を行う仕組みの構築

行政手続における待ち時間等が外国人住民の心理的負担につながることから、窓口案内の多言語化や必要な手続の明確化によるスムーズな行政手続を行う仕組みを構築し、外国人の負担の軽減に努める。

(2) 生活情報等の広報や案内表示の充実

生活情報等の広報や案内表示を充実させることにより、外国人住民が生活しやすい環境づくりに努める。

(3) 市民サービス向上のための人材育成

職員研修等を通じ、多言語対応のまちづくりに対する職員の認識を深め、市民サービスの向上に努める。

(4) 国際交流員（C I R）の配置

国際交流員を任用し、市内転出入に対する外国人向けの手続案内や、その他各種行政サービスの支援を行う。

3 対応する言語

本市の外国人住民の居住状況にかんがみ、「英語」「中国語」「韓国語」「ベトナム語」による対応を基本とする。

あわせて、外国人材が一定の日本語教育を受けていることを踏まえ、必要に応じ、外国人が理解できる「やさしい日本語」を用いる。

4 多言語対応の優先度

多言語対応の必要性に応じ、個別の取組みごとに優先度を分類する。

- ①必ず実施すべきもの：生命・財産に関わるもの、緊急性の高いもの
- ②ニーズを踏まえて実施すべきもの：多言語対応が必要な取組みのうち、必ず実施すべきもの以外のもの

5 多言語対応の具体的方法

個別の取組みにおいて、費用対効果を踏まえつつ、以下の具体的な方法のうち最も適切な方法により、多言語対応に取り組む。

- ①通訳の活用
- ②ICT 技術（タブレット、SNS、QR コード等）の活用
- ③多言語版の「広報きづがわ」や窓口案内・各種発行物の作成及び活用
- ④案内看板等への多言語表記
- ⑤職員研修の実施
- ⑥国際交流員による支援

6 その他

(1) 関係機関との連携

多言語対応のまちづくりを効果的に進めるため、必要に応じ、関係機関との連携を進める。

(2) 多言語対応に係る取組み状況等の把握及び情報共有

本ガイドラインに基づく個別の取組みについての進捗状況の把握や新たなニーズ・課題等の検証を定期的実施し、庁内での情報共有をはかることにより、多言語対応のまちづくりを適切に進める。